地域密着型通所介護事業所 (介護予防)認知症対応型通所介護事業所 管理者 各位

> 江東区福祉部福祉課長事務取扱 参事 梅村 英明 (公印省略)

通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が 一定以上生じている場合の評価に係る延長及び取下げの届出について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護において、感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人当たりの経費の増加に対応するための加算(以下「3%加算」という。)に係る基本的な考え方や事務処理手順については、令和3年3月16日付老認発0316第4号・老老発0316第3号「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」において示されているところですが、3%加算に係る届出に当たって御留意いただきたい事項について、下記のとおり整理しましたので、御確認のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 3%加算を3月間算定後、延長を希望する場合

3%加算は利用延人員数の減少が一定以上生じている場合に、3月間を限度として算定することが可能ですが、加算算定終了月の前月の利用延人員数が引き続き一定以上減少している場合、<u>延長の届出</u>を行うことで、当該延長の届出の翌月から3月間、引き続き算定することが可能です。

【提出書類】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
- ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ※届出様式(3)「延長適用開始月」の「加算算定の可否」を御確認のうえ、(4)に 延長を求める理由(利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要する こと等)を記入してください。

【提出期限】

3%加算算定終了月の15日まで(必着)

(例:令和3年4月から算定 ⇒ 令和3年6月15日までに届出)

2 3%加算の算定を取り下げる場合

以下のいずれかに該当する場合は、取下げの届出を必ず行ってください。

- (1) 3%加算算定に係る届出後、毎月の利用延人員数を確認し、届出様式(3)に記録した結果、届出様式(3)「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合(利用延人員数の減少が一定以上生じていない場合)
- (2) 3%加算を3月間算定後、延長の届出を行わない場合
- (3) 3%加算を延長(6月間算定)し、算定終了となった場合

【提出書類】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-3)
- ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ※一度算定した際とは別の感染症等の事由がある場合を除き、再度の算定はできません。

【提出期限】

3%加算算定終了月の15日まで(必着)

※届出様式(3)の「加算算定の可否」欄に「否」が表示された場合は速やかに届出を お願いいたします。

3 提出先

T135-8383

江東区東陽四丁目11番28号

江東区 福祉部 福祉課 事業者指定係

【問い合わせ先】

江東区福祉部福祉課事業者指定係電話:03-3647-4961